

機関における鋼以外の材料の使用に関する事項

改正要領

高速船規則検査要領

改正事項

機関における鋼以外の材料の使用に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 4 規則においては、可燃性油管装置において鋼以外の材料を使用する場合には、主管庁が承認した材料とするよう規定されている。当該規定に対しては、IMO 第 96 回海上安全委員会（MSC96）において承認された MSC.1/Circ.1527 において鋼以外の材料を使用する場合の取扱いが、統一解釈として規定されている。本会は既に当該統一解釈を鋼船規則検査要領 R 編に取入れている。

当該統一解釈は、旅客船及び高速船においても適用できるものであることから、旅客船規則検査要領及び高速船規則検査要領において上記の鋼船規則検査要領 R 編の規定を準用するよう改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 旅客船の可燃性油管装置において、鋼船規則検査要領 R 編 R4.2.2-11.の規定に適合する鋼以外の材料の使用を認めるよう改めた。
- (2) 高速船の可燃性油管装置において、鋼船規則検査要領 R 編 R4.2.2-11.の規定に適合する鋼以外の材料の使用を認める場合がある旨規定した。

改正条項

高速船規則検査要領 11 編 4 章